

## 八頭町介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護 相当サービスの運用について

介護保険最新情報 vol.1210 で示されたように、1回当たり単価に「標準的なサービス」と「生活援助」の区分が設けられたことから、八頭町においても令和8年4月から新たに「生活援助」の区分を設ける予定にしております。

運用については下記のとおりとしますので、ご対応よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 月額包括報酬を算定

- ・標準的な内容でかつ規定回数以上の場合

#### 2 回数による算定

- ・月額の規定回数に満たない場合
- ・生活援助が中心である場合
- ・短時間の身体介護が中心である場合

※単位数の上限は3,727単位となります。

※標準的な内容、生活援助中心、身体介護中心の中であれば、3,727単位を上限として併用は可能です。

#### 3 その他

(1) 利用者のできることを阻害せず、自立した生活を送れるよう、最低限必要なサービスに位置付けられるよう、適切なケアマネジメントを行ってください。

(2) 令和8年4月1日以降は、ケアプランに「算定項目(「標準的な内容」、「生活援助」、「短時間の身体介護」)」を明確に記載してください。記載は「介護保険サービス又は地域支援事業(総合事業のサービス)」又は「サービス種別」欄にお願いします。

(3) 取扱いの変更に備え、令和8年3月31日以前においても、新規、次回更新、ケアプラン変更の際には算定項目の記載を順次実施していただきますようお願いいたします。

(4) 令和8年4月1日以降、ケアプランへ算定項目の記載がない場合は、令和8

年4月30日までにケアプランを変更してください。

①変更内容が算定項目の記載に留まる場合、ケアプランの変更は軽微な変更として対応可能です。※支援経過記録に「標準的な内容」「生活援助中心」「短時間の身体介護」の判断理由を記載してください。

②ケアプランへの算定項目の記載に留まらず、生活援助の追加等の項目変更に関わる場合は、軽微な変更ではなく、通常のケアプランの変更をお願いします。

(5) 訪問型サービスを提供する事業所におかれましては、令和8年4月1日以降、ケアプランに明確に示されるよう求めてください。

【月額包括報酬】令和8年4月1日以降

サービスコード		サービス内容	対象	区分	単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス11	事業対象者、 要支援1・2	(週1回程度) 1月で5回以上の場合	1,176	1月につき
	1211	訪問型独自サービス12		(週2回程度) 1月で9回以上の場合	2,349	
	1321	訪問型独自サービス13	要支援1・2	(週2回を超える程度) 1月で13回以上の場合	3,727	

【回数】令和8年4月1日以降

サービスコード		サービス内容略称	対象	区分	単位数	算定単位
種類	項目					
A2	2411	訪問型独自サービス21	事業対象者、 要支援1・2	(週1回程度) 1月の中で全部で4回まで	287	1回につき1月当たりの上限3,727単位
				(週2回程度) 1月の中で全部で8回まで		
			要支援1・2	(週2回を超える程度) 1月の中で全部で12回まで		
	2511	訪問型独自サービス22	事業対象者、 要支援1・2	所要時間20分以上45分未満の生活援助中心	179	
2621	訪問型独自サービス23	所要時間45分以上の生活援助中心		220		
1411	訪問型独自短時間サービス	所要時間20分未満の身体介護中心		163		

【参考：介護保険最新情報 vol.1210】

基本報酬	改正前		令和6年度告示改正
1月当たり	週1回程度	1,176単位	週1回程度 1,176単位
	週2回程度	2,349単位	週2回程度 2,349単位
	週2回を超える程度	3,727単位	週2回を超える程度 3,727単位
1回当たり	月1回～4回	268単位	標準的なサービス 287単位
	月5回～8回	272単位	
	月9回～13回	287単位	
	20分～45分の生活援助	179単位	
	45分以上の生活援助	220単位	
短時間の身体介護	167単位	短時間の身体介護 163単位	

⇒ 必要なサービスを必要な者の選択に基づき提供することが可能に